

第102回世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果について

開催日時：令和5年4月13日

案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	備考（修正点等）	議員へ情報提供
審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う区の取組について	《保健福祉政策部》 《高齢福祉部》 《障害福祉部》 《子ども・若者部》 《世田谷保健所》	令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」へ変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る各種取組について見直しを行い、以下の考え方に沿って、各事業の方針を決定する。 【考え方】 感染症法上の分類が5類に移行することにより、実施根拠がなくなる事業については原則「廃止」する。 5類移行後も、新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業は「継続」する。 「継続」する事業の実施期間については、国や都の動向を踏まえて判断する。 感染が再拡大した場合に備える必要があるため、これまでの経験を活かし、機動的に対応できる体制を維持する。 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になった場合には、ただちに迅速な対応を図る。	付議のとおり決定する		有